

広島県立文書館の現状と将来

熊 田 重 邦

はじめに

広島県立文書館が開館したのは昭和六十三年十月一日であった。一年有余を経過したいま、開館以来の経過をふりかえり、現状を分析してみると、文書館の日常業務の実情は、開館前にあらかじめ想定できた範囲を超えているように感ぜられる。将来のことを思えば、文書館のありかたについての基本的な考えをこのさい確立し、今後どのように進んでいくべきかについての基礎づくりをいまやっておくべきだと考える。この仕事は、当然館員全員の共同作業でおこなうべきものであるが、そのためにも、わたし自身の意見をまず述べておいたほうがよいと考え、この一文を草することにした。

ここに述べることは、開館前にあらかじめ考慮のなかに入れておいた具体的な諸問題が、それぞれ予想範囲を超えてきたため、討議のなかから合意をみて、すでに実行に移されているものかなりの部分ある。それと同時に、このなかには文書館のありかたの基本的な姿勢についてのわたし自身の考えもふくまれている。それは、わが文書館の発足以来の状況だけでなく、平成元年十月に広島で開かれた第十五回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会などにおいて把握することのできた他府県の文書館の状況をも勘案することによってまとめたものである。

ところで、全国の公立の文書館では、それぞれが置かれている状況のなかで「地域の中の文書館」としてのそれぞれの

館の特性をどのように発揮していくべきかについて、それぞれ独自の工夫をこらしながら努力をつみかさねてきている。しかしそれと同時に、このような努力がなかなか実をむすばないという悩みが、共通してあるように感ぜられる。

このような状況を考えれば、いまがほんとうにたいせつなときだと思われる。草創期のうごきのはげしい時期にこそ、じゅうぶんに腰をおちつけ、じゅうぶんに先をみこして、おもいきってよりよい制度や慣習をうちたてる努力をしなければならぬと考える。そのために、広島県立文書館設立の経緯を広島県史編さんの時期からふりかえり、現状を分析して問題点をあきらかにし、そして将来を展望したいと思う。

一 県史編さんから文書館へ

歴史資料の収集

広島県立文書館の設立は、昭和四十三年四月に発足した広島県史編さん事業と深いかわりをもっている。それは、県史編さんの過程のなかで文書館の設立が議題にのぼり、その実現に向かってすすんでいっただけでなく、県史編さん事業が「貴重な資料を後世に残す」ことを編さん目的のなかにかかけるとともに、「資料を広範囲にわたって収集」することを基本方針のひとつとしてきたことにより、県史編さんにとってもっとも基礎的で、たいせつな仕事であった歴史資料（以下「史料」という。）の調査・収集の成果が、いまの文書館にとって強固な基盤になっているからである。

広島県史の編さんが始まったころ、全国的にみて多くの県史が編さんされていた。それらは、あるいは明治百年を、あるいは置県百年を記念するといった、いわば記念事業として始められたものがほとんどであった。そして編さんについては、各県それぞれの方法をとっていたようであるが、編さんされる県史の規模は、全体を二五巻以上で構成する大部なものも多く、しかも、おおむねその半ばを超えるものが資料編に充てられるといった特徴を共通してもっていた。また、昭

和三十年代の終りころには、フィルムによる史料の収集が普及してきたこともあって、このころから始まった県史編さんの史料収集は、フィルムによるものが主流をなしてきたように思われる。

広島県史編さん事業は、明治百年記念事業の一環として始められたが、当初の三年間を史料の調査・収集期間に充てたこともあって、県史編さんにかかわった専門委員、および古代・中世、近世、近代・現代の各部会委員は、史料調査員として編さん室員とともに、多くの大学院学生や学部学生を指導しながら史料調査に当たった。さいわいにして調査者全員 노력と、史料所蔵者の好意のもとに、史料調査は順調にすすみ、当初の二年間で県内の市町村をひととおり採訪し、調査か所は一〇〇〇か所を超えた。また県外については、東京をはじめ八府県を調査し、調査か所は五〇〇か所に達した。その間、所在調査で目録にとった史料は三万点を超えている。

このころおこなった県内の史料調査は、悉皆調査をめざすとともに、フィルムによる史料収集もあわせておこなっていたため、なかなかたいへんな作業であった。それでも、その間にフィルムに収めた史料は三〇万コマを超えていた。このようにして当初の二年間におこなった史料調査を土台にして、その後もフィルムによる史料収集はひきつづきおこなわれていった。そして県史完成のときには、フィルムに収めた史料は一七〇万コマを超え、これらを紙焼き写真版にした複製本は三万四〇〇〇冊に達した。なお、この間に県史編さん室に寄贈・寄託された原文書は、三〇家分で約二万九〇〇〇点を数えるにいたった。

行政文書の収集

広島県ではすでに、昭和四十年頃から県の非現用行政文書、いわゆる廃棄文書を選別し、歴史資料として価値があると判断したものを収集してきている。この行政文書収集の直接の契機となったのは、昭和三十九年ごろ日本学術会議内にお

いて、国立史料センター設立の構想が公表されたことであつたと思われる。この構想は、主として近世および近代（明治時代）の史料を原則としてマイクロフィルムによって、組織的にそしてなるべく広範囲に収集整備すること、ついで史料の保存と、これを公開して自由に研究者の利用に供すること、などを目的として、国立史料センターの設立を計画したものである。この史料センターは、全国をいくつかのブロックに分け、それぞれのブロックの特定大学の付属機関として設置し、そこにその地域の研究に関する史料の収集整備、および地域の史料の調査研究をおこなうというものであつた。なお、この構想のなかには各府県・郡市町村などに文書館を設置する必要性とその設立を援助することについても言及されていた。しかし、この構想は史料の利用が中心であつて、史料の散逸防止、保存措置がじゅうぶん考えられていないことなどが全国各地から指摘され、いつの間にかこの構想は立ち消えとなつてしまつた。

そのかわりに、全国的に文書館設立を要望する声が高まりだし、広島県では、昭和四十年早々には広島大学の国史学研究室を事務局とする広島県立文書館設立期成会が結成され、県に対して文書館の設立を要望するとともに、関係方面にはたらきかけた。そのさい、史料保存の立場から、県の廃棄予定の行政文書の選別をおこない、歴史資料としてふさわしいと判断したものについての保存をあわせて要望した。この結果、さつそく昭和四十年度末に廃棄が予定されている県の行政文書の選別・収集が四十一年から始められた。この作業は、広島大学の国史研究室内の教官および大学院学生を中心に、市内の大学関係者なども参加しておこなわれた。その対象はいわゆる知事部局の一万冊に達する単年度の廃棄文書であり、そのうち二〇〇〇冊前後、つまり全体の二割前後を選別し、それらは県が保管することになった。その後県史編さん事業の発足につれて、昭和四十五年ころから実質的には県史編さん室員を中心に、大学の関係者がそれに協力するという形で毎年廃棄文書の選別作業がつづけられていった。その間、年によって多少のちがいはあるが、おおむね廃棄文書全体の一割から二割の分量が選別して残されていき、県立文書館の開館時には約三万四〇〇〇冊に達したのである。

文書館の構想

文書館建設の意見が最初に出されたのは、昭和四十五年の県史編さん審議会においてであった。それは、四十三・四十四年の二年間の史料調査の成果によるものと考えられる。ついで四十七年には文書館建設のための調査がおこなわれ、昭和五十五年十月には県立文書館建設調査協議会が設けられた。この協議会は、「資料収集関係を中心に討議」するものと、「情報処理関係を中心に討議」する二つの小委員会によるテーマ別の討議をもあわせておこなった後、昭和五十七年二月に「県立文書館建設基本構想について」の「報告」（以下「協議会報告」という。）を知事に提出した。この「協議会報告」は、設置目的のなかで「郷土広島県に関する歴史的価値ある公私の文書、記録等の資料の散逸・消滅を防ぎ、これらの文化的遺産を収集、整理、保存して広く県民の利用に供し、併せてその調査研究を行うこと」が文書館の基本的な任務であることを述べ、ついで、その任務を遂行するための「文書館の機能」については、つぎの四点をあげている。

(1) 収集保存機能

個々の団体や個人で対処できない歴史的価値ある文書等資料の保存を第一の目的とし、行政的使命の終った県の行政文書及び県内外所在の一般の文書・記録その他必要な資料を、組織的に収集する必要がある。

(2) 利用機能

文書館が収蔵する資料は、行政上の利用だけでなく、広く一般の県民、学術研究者等の利用に供する。このため、利用方法の多様化に対応できるように、利用機能の整備・充実を図るとともに、利用者層の拡大を図る必要がある。

(3) 調査研究機能

文書等資料を保存し、利用に供する上で必要な調査研究を、文書館の目的に沿った形で行うことが不可欠である。

(4) 教育普及機能

本県の歴史に関する学習の機会と場所を県民に提供するとともに、文化的遺産としての文書等資料の歴史的価値について、県民一人ひとりの認識が得られるよう啓蒙・普及活動を積極的に行う必要がある。

なお、協議会が発足して県立文書館建設のための調査研究が開始された時点で、文書館のあり方についてはできるだけ多数の意見が反映されることが望ましいと考え、県史編さん室では、県内の歴史資料保存機関や地方史研究団体、およびこれら機関や団体に所属している人々に「県立文書館に対する要望」についての寄稿をたのみ、「広島県史研究」（第六号）に載せた。これらのそれぞれの立場からの提言は、史料の収集と保存及び利用について、市町村との連絡を取りながら全県の体制の確立をはかることが、県立文書館の責務であるという意見に集約されるように思われる。

二 建設から開館へ

複合施設

「協議会報告」が提出されて二年余りたち、「広島県史」（全二七巻）の刊行が完結し、県史編さん事業が完成した直後の昭和五十九年六月ころから県立文書館の建設計画が具体的に進められて行くようになった。六十年には、建設場所が広島大学工学部跡地の元安川沿いに決まるとともに、県立文書館は県立図書館、県立産業技術交流センターなどとともに、複合施設として建設されることになった。この施設は「広島県情報プラザ」という仮称のもとに六十一年七月に着工し、中途で仮称もとかれ、六十三年三月に完成した。われわれ文書館員は、さっそくこの広島県情報プラザに入居し、史料保存の条件整備につとめながら開館の準備をすすめた。八月中には史料の搬入も終えて、十月一日の開館をむかえることにな

ったのである。

わが文書館は、この情報プラザの二階建部分の二階に位置し、二五三〇平方メートルの面積をもっている。そのうち、書庫部分は貴重書庫をふくめて、二階および地下一階部分に一〇五〇平方メートルを占めている。この書庫は、二〇年さきを見とおして書架延長を一万一四七メートルとし、古文書約三〇万点、行政文書約六万四〇〇〇冊の収容能力を見こむとともに、マイクロ保管室もあわせて設けている。そして、恒温・恒湿の空気調整設備をととのえ、これら資料の長期保存に備えている。なお、資料を虫害などから守るために燻蒸設備のある消毒室、および汚損・き損された資料を修復するための製本補修室を設けている。また、特別展示室には、国の重要文化財などが展示できるように条件を整備している。

ところで、複合施設のなかにいるわが館は、情報プラザのなかの多目的ホール、研修室、視聴覚研修室、およびコンピュータ室を利用できることになっている。とくにコンピュータ室については、収蔵する古文書や行政文書の整理・利用のために、段階的にコンピュータの端末機などを導入する必要があると将来生じてくるのであるから、そのための用意がすでにされているわけである。

そして、わが文書館にとっては、この情報プラザに同居している県立図書館との協力関係を、積極的にすすめていくべきであると考えている。

史料の整理

文書館の建設が具体的に進んでいくなかで、昭和六十一年四月から県立文書館の開館準備がはじめられた。それは主として、県史編さんの過程で収集した史料の整理をおこなうことであった。整理の対象となる史料はフィルムおよび写真版であるから、県史編さんの段階でいちおうの整理を終えているものである。したがって、このときの整理は二次整理とい

われるべきものである。

県史編さん発足当初の史料調査は、県史編さん室で史料調査の計画を立て、実施に当たっては、編さん室員および六五人の調査員を三人から八人をひと組として調査班を編成し、調査をおこなった。そのさい、市町村の役場や教育委員会、そして地方史研究家を通して調査におもむき、史料所蔵者の好意によって調査を順調に進めることができた。調査のやりかたについては、調査対象となる史料については、「文書群」としてまとまっているものが多いばあい、まず所蔵者名と文書群名をはじめ、できれば文書群の保存状況などを簡潔に記録する。つぎにあらかじめ作成した「分類項目」にもとづいて「仕分け」をする。なおここにいう「分類項目」は、昭和二十三年から全国的な規模で行われた近世庶民史料調査委員会による史料調査のさいに作成された「近世庶民史料分類項目一覧」を参考にして作られたものであった。

調査員は、分類項目別に仕分けされた史料群ごとに、順序よく史料の表題、作成年月日、形態・数量を記録しながらおまかな目録をつくっていく。またそれと並行して、重要度の高いと思われる史料からその場で可能なかぎりフィルムに収めていった。また原本を借用できるばあいには、借用してマイクロフィルムに収めるなどの方法を執っていった。しかしこれでは、調査史料の量が多すぎたり、一日の調査か所が多いばあいには、目録をつくるだけで終り、史料の写真撮影まではできないこともあった。それでも当初の三年間は、できるかぎり目録づくりと写真撮影を並行してつづけていった。またそれと同時に、撮影できなかった史料の収集を合理的に進めていくために、所蔵者ごとに作成した目録を町村ごとにまとめて目録台帳を編綴し、それを検討しながらあらためて史料の収集をつづけていった。なお、このさい編綴した目録台帳は六六冊に達した。

したがって、この目録は「所在目録」あるいは「タイトル・リスト」といえるものであり、いってみれば、収集すべき史料を選別する役わりをもった「予備的目録」であった。この史料の選択は、県史の「資料編」の編集や、「通史編」の敘

述の立場からいえば、もっとテーマを絞って選択し、収集していくことを要請することになる。そのためには、この目録がより効率よく活用されるようこの目録の件名をカードに記入し、分類項目ごとに整理をし直し、それを町村ごとにまとめるとともに、郡・市ごとに「広島県史料所在目録」として騰写印刷に付し、とりあえず四市一郡部分を一一冊にまとめた。そして、これらの「所在目録」に基づいて、史料の「内容調査」をおこないつつながら「資料編」や「通史編」に利用するための史料収集をさらにつづけていくことになった。

目録の編成

開館準備の段階での史料整理は、県史編さんのときにいちおうの整理が終った史料について、再整理をし、目録の編成をおこなっていた。そのころ、国立史料館は永年にわたって近世文書群を中心とする史料の調査整理業務に携わった経験をもとに、史料整理や目録編成、さらには検索手段作成のありかたなどについて多くの論考を発表していた。そこで、このときの史料整理においては、これらの論考から多くのことを学んだ。

これらの論考によれば、一九世紀のヨーロッパですでに確立していたといわれる「出所原則」および「原秩序（原配列）尊重の原則」という二つの原則は、最低限守られるべき史料整理の基本原則だというのである。「出所原則」とは、史料（文書群）が作成され、受渡しされ、保管されてきた機関・団体・家・個人をそれぞれひとつの出所としてとらえ、ひとつの出所をもつ文書群は、整理に当たって他の出所をもつ文書群と混合されてはならないという原則である、という。「原秩序尊重の原則」とは、出所が同じ文書群では、そのなかの個々の文書はもともとある意味をもって配列されているのであり、その配列が機関・団体・家・個人の活動の体系を反映しているばあいには、その原秩序（原配列）を尊重して残さなくてはならない、という原則である、と説明している。

県史編さんのときの史料整理のやりかたをこの原則にてらしてみると、家ごとに史料の整理をおこなったわけで「出所原則」は当然のことながら守っていた。しかし、整理の際、史料の保存状況をできるだけ壊さないよう注意はしてきたが、「仕分け」をして整理をしたことには間違いないので、その点同じ出所内での「原秩序尊重の原則」からは、ややはずれていたように思われる。

したがって、開館準備の段階でおこなった史料整理は、原秩序復元の心がまえを重視して、それぞれの史料の内容調査をおこない、基本データをカードに記入していった。このカードへの記入は、原則として一冊、一通の文書について一枚のカードをあたらしく作成した。そのさい、いままでの不備を修正するとともに、あたらしくつぎの事項について記入した。

- 一 「表題」——文書の表題だけでなく、内容摘記を記入するばあいがある。
- 二 「作成」——左欄には作成者または差出人を、右欄には受取人を記入する。
- 三 「備考」——内容摘記や各欄に関する注記など、その他必要なことを記入する。

文書群ごとにカードの記入作業を終えると、文書群に内在されていると考えられる体系的秩序を再編成することを目標において、目録編成の作業に入っていた。目録編成の具体的作業においては、県史編さんのときに作成した分類項目をできるだけ生かした「主題分類」の配列をおこなった。また、ばあいによっては原史料の保管整理状況を生かした配列を試みたり、またなかには、他の機関で作成した目録を踏襲したばあいもあった。このような目録のつくりかたは、一次整理の成果をできるだけ尊重しようとしたからに外ならない。そしてこの目録には、文書群ごとに簿冊番号、表題、年代、作成、形態を記録した。そのなかの作成欄には文書の差出人と受取人を記したが、カードに記入した史料の内容摘記についてはこの目録には載せなかった。この目録編成の作業の結果、「広島県立文書館複製資料目録」（県内編・県外編）二冊を

刊行した。

さて、開館準備の段階でおこなった県の行政文書の整理は、昭和四十一年三月からひきつづいて収集してきた行政文書の単年度ごとの一次整理をもとにしている。そこで、毎年おこなっている廃棄文書の選別・収集・整理についていえば、収集する文書が簿冊に編綴された一括文書であり、個々の文書量が膨大であるから、その整理は、選別・収集と同時に簿冊ごとの表題および作成年、作成課をカードに記入する。ついでそれらカードを部・課の建制順に並び替え、それをもとにして目録台帳を作成してきた。したがって、開館準備の段階での整理は、いままで作成してきた目録台帳をもとにして、約三万四〇〇〇冊の整理をおこない、「広島県行政文書簿冊目録」四冊を作成したのである。

三 文書館の役割

日常の基本業務

広島県立文書館設置及び管理条例（以下「文書館条例」という。）が昭和六十三年三月に公布された。そのなかで、文書館の業務をつぎのように定めている。

- 一 文書等の収集、整理及び保存に関すること。
- 二 文書等の利用に関すること。
- 三 文書等の調査及び研究に関すること。
- 四 文書等についての専門的な知識の普及啓発に関すること。
- 五 文書等の目録、史誌、資料集等の編さん及び刊行に関すること。
- 六 その他文書館の目的を達成するために必要な事業に関すること。

この条例は、一・二項で文書館の基本的業務といわれる史料の収集、整理、保存と利用について定め、四項では公立文書館にとっては当然の任務であると考えられる普及啓発業務について定めている。ついで三項ではこれらの業務を遂行していくために必要な調査・研究をおこなうこと、そしてそれと同時に、五項ではそれらの研究成果を「目録」や、編さん物としての「史誌」および「資料集」として刊行するよう定めている。

この条例にもあるように文書館にとっては、史料の収集・整理・保存を基軸として、これらを閲覧利用に供することが基本的な業務といわれてきた。しかし、これらの業務の機能は一貫した構想にもとづいてはたらかせなければならないが、そのなかでもっとも基礎的な作業は「史料の整理」にあると考えている。それは、「史料の利用」の多様化に対応するためにも、また系統的に「史料の収集」をおこなうためにも、ついで、それら「史料の保存」の管理条件を調えるためにも、そして、それらの諸機能が全体として統一のあるまとまったはたらきができるための基点として、「史料の整理」が位置づけられると考えるからである。

地域史研究の「場」

広島県立文書館は「地域研究」なかでも「地域史研究」の「場」であるべきだとわたしは考えている。地域史研究のありかたについてはいろいろな考えかたもあるであろうが、わたしはホイジンガのいう「過去と直接的に結びつき一心共同体といった感情」、いいかえれば歴史を「追体験」する意識から出発するのがよいのではないかと考えている。そしてその内容は、わが県土における先人の「生きかた」を精神的文化・物質的文明の両面、具体的には自然・産業・生活という三者の調和を考えながら総合していく「生活史」であるべきだろうと考える。そして、それは第二次大戦後において「新しい歴史学」として世界的にひろがっていった総合史としての「社会史」につながるっていくものと考えている。このようにし

て文書館を利用する人たちのあいだで、多角的な地域史研究が盛んにおこなわれることを期待している。

つぎに、文書館の利用者についていえば、欧米の文書館では、自分の家の系図を調べるばかりが多く、ついで自分の家、村、町などの歴史を研究する人が多いという。そして、このような利用状況に対応するために、研究の手引書などを作って利用者の学習に備えているといわれている。わが文書館としては、史料に接する態度は厳正でなければならぬことを理解してもらうために、「文書館条例」のいう「文書等についての専門的な知識の普及啓発」活動をおこなっている。具体的には、文書館所蔵の史料の展示や、郷土史講座、古文書解説講座をひらくことからはじめている。このことは「協議会報告」でいっている「本県の歴史に関する学習の機会と場所を提供する」ことを意味し、あわせて地域史研究の理解を深める意味をもつものと考ええる。

このような普及啓発活動をおこなうにあたっては、あるいはそのまえに、あるいは並行して、大学および小・中・高の学校教育をはじめ、社会教育、また生涯教育のそれぞれの機関との連携い、さらには地方史研究団体との交流をおこなうことがたいせつであると考え、逐次実行に移している。そして、フランスの国立公文書館がおこなっているように、学校の生徒たちに文書館を見学してもらうこともたいせつなことだと思われる。それは、文書館とはどういうものなのかということを、子供のうちに知ってもらうことの意義は大きいと考えられるからである。

史料の研究

文書館には、実務分野に基礎をおく研究が必要であるといわれる。文書館の日常業務のなかでもっとも基礎的な作業である史料の整理には、もともと史料群の構造分析を柱にした史料学的研究と、内容調査を中心にした歴史学的研究という研究機能が要求されている。また史料の整理は、目録の編成をもって完結するが、この目録は、史料学的研究の立場から

いえばその成果であり、歴史学的研究の立場からいえばその手がかりの意味をもつことになる。このように考えてみると、史料を整理し、目録を編成するという具体的で実践的な仕事は、歴史学と史料学を連携する独自の学問領域を形づくっているように感ぜられる。

つぎに史料の利用についてみると、それはまず、目録を検索するところから始まるが、検索するということは、利用者が目録のなかから必要な史料名を探し出すことである。しかし、それをできるだけ早く、より正確に見つけ出せるための準備、いいかえれば、索引の作成が文書館の業務として要請されてくる。広島県史・通史編の「索引」は、原始古代・中世、近世、近代・現代の年代別に分け、各巻ごとにそれぞれ、事項名・地名・人名の順に配列して作成している。わが文書館での「索引」作成はこれからの仕事になるが、広島県史で作成した事項名・地名・人名の索引のほかに、年次索引も必要であろうと考えている。

なおこの索引作成については、史料の多角的な検索をもふくめてコンピュータをどのように導入していくべきかについての研究を進めていかなければならない時期にきていると考える。

また現実の利用状況のなかでは、詳しいレファレンスを要望されることもかなりあり、それに対応するためには、わが文書館所蔵の史料だけでなく、関連する史料をもあわせてあらゆる角度からの史料研究が必要とされているようである。さらにいえば、展示および郷土史講座、古文書解読講座などは、文書館としては普及啓発の業務に位置づけているが、その実施に当たっては、準備段階から必要な史料研究を進めておかなければならない。こうしてみると、文書館での日常業務は、もっとも基礎的な作業である史料整理をはじめ、そのほか史料の収集・保存・利用、そして展示や講座にいたるまで、すべての業務が研究機能を必要不可欠なものとしていることがあきらかであろう。

四 文書館資料の収集と整理

行政文書の収集と整理

広島県の行政文書の収集は、昭和四十一年三月からその年度の廃棄予定文書の選別・収集をおこない、それが現在までつづけられていることはすでに述べた。そして、広島県立文書館の開館にともない、県の廃棄予定文書はすべて「文書館長の審査を受ける」ととし、文書館において保存を必要と認めた文書は、「文書館に引き渡さなければならない」ことを「広島県文書事務取扱規程」に定めた。これにもとづいて、六十三年度から廃棄予定文書の選別収集をおこなっている。

選別収集に当たっては、まず「広島県立文書館行政文書等取扱要領」を作成し、「行政文書及び行政資料（以下「行政文書等」という。）の収集、整理、保存及び利用に関し必要な手続を定め」たのである。ついで「行政文書等選別収集基準」をつくり、いままで二〇年にわたって依拠してきた選別基準をそれぞれの課の業務内容の特質ごとに整備し、一八項目にまとめたのである。もともと、行政文書の選別といえば、簿冊に編綴された廃棄予定文書のうち、「行政的経営的価値」および「歴史的文化的価値」をもち、しかも継続的価値のあるものを選択することを意味していた。したがって、「行政文書等選別収集基準」のなかで、選別の留意点としてつぎの二点を挙げている。

一 選別収集に当たっては、特に地域性、時代性を反映した政策の決定、調査研究、経過記録等過程の一連を示す内容のものを重点に行うこと。

二 選別収集に当たっての判断は、三〇年経過後の歴史的・学術的見地による資料の価値を見通して行うこと。

この選別収集の仕事は、簿冊のなかの文書一点一点の内容を詳しく分析するところまでとはいかないが、選別基準にもとづいて簿冊ごとの概要の把握を前提にしておこなわれるものである。

なお、昭和四十一年以来、行政文書の収集と同時に広島県の重点施策の事業計画や事業実態などの刊行物、および各部・課で作成している各種事業の報告書などの行政資料の収集を機会あることにおこなってきたのであるが、なかなか計画どおりにはすまなかったのである。しかし、文書館の開館にともない、これら行政資料が円滑に収集できるようになり、いまのところ七〇〇冊あまりを収集している。

つぎに行政文書の整理については、「行政文書整理・分類基準」をつくり、それにもとづいて整理作業をおこなっている。そのじっさいは、まず文書一冊つまり簿冊ごとに登録番号を与え、ついで文書に対応する受入台帳を作成する。受入台帳には、登録番号、表題、作成課、完結年、冊数のそれぞれの項目を記入する。記入のしかたについては、登録番号は、機関別番号、選別収集年及び受入順番号を記入する。ここにいる機関別番号とは、知事部局の各部局、教育委員会などに特定の番号を付けることであり、これによって県の行政文書を部局という組織にもとづいて分類することを意味している。

表題は、原則として文書に記載されている表題を採用し、必要に応じて修正・補足をして記入する。作成課は、完結年時点の課の名称を記入する。ついで受入台帳をもとにして、選別収集年別の冊子体（簿冊）目録を作成するが、その内容は課の建制順とし、同じ課内にあつては作成年順に編成している。こうして県の行政文書は、部から課というより小さな組織を単位に分類していくのである。

ここまでの仕事は、昭和四十年年度から六十三年度までに選別収集した三万四千二百冊の行政文書を整理し簿冊目録を作成するという、いわば一次整理の段階を終了したことを意味するのであり、この一次整理の仕事は、年々廃棄予定文書はあるわけだから、これからも毎年つづけられていくことになる。

これからの仕事は、一次整理の仕事と並行して、一次整理を終えた文書の二次整理の仕事を進めていかなければならない。そこで、現在は作成から三〇年を経過した行政文書について、一件ごとの文書の細目をカードに記入する作業をつづ

けている。このことは、簿冊ごとに件名目録をつくることであり、簿冊目録の内容をより詳細にすることである。しかし、それと同時に、件名は各課の業務内容を示すものであるから、各課の機能にもとづいた分類が要求されてくることになる。このような整理のありかたは、県の機構にもとづく一次整理から、機構のなかの事務分掌などにみられる業務内容や業務行動にもとづく二次整理の必要性を意味するものである。それは、県庁文書といういちばん大きな文書群のなかで、それぞれの機構で作成され、保存されてきた文書群の状況から発想されたものである。

したがって、今後のことを考えれば、まず現在進めている二次整理としての文書一点ごとの件名カードの作成は、詳細な目録の編成や件名索引を作成するための基礎作業であること、またこれからの一次整理は、三〇年後におこなわれる二次整理を考慮にいれておこなわなければならないこと、などからここ二、三年の間にどのような「目録」と「索引」をつくっていくのかという構想を固めていかなければならない。さらに、その「目録」と「索引」作成については、コンピュータの導入の必要があると考える。

史料の収集と整理

広島県立文書館における史料の収集は、県史編さんのときに実施した史料調査を基礎として、系統的な史料調査と収集を心がけるべきである。そのためにはまず、県史編さんの過程で作成した「史料所在目録」をもとに、より徹底した史料の所在調査からおこなう必要があると考え、いまのところ、これにもとづいて史料の収集計画を進めている。しかし、文書館の立場から考えられる史料の収集は、利用する視点からだけでなく、保存する視点からの収集に重点をおかなくてはならないのである。そのためには、県内における史料の所在と保存状況の把握からはじめる必要があるわけで、平成元年二月に県内の六つの教育事務所管内ごとに、それぞれ二名ずつ計一二名の地方調査員を委嘱し、主として史料の所在と保

存状況についての「情報」の調査と収集を依頼している。これからは、文書館員と地方調査員とが一体となって史料調査と収集をすすめていくことになる。具体的にいえば、調査する史料のすべてについて内容調査をおこない、概要でよいから「目録」にとり、保存のための整理をおこなった上で収集し、保存することになる。そのさい原文書で収集できるばあいは文書館で保存し、そうでないばあいは、フィルムで収集し、原文書の保存については所蔵者にたいしてできるだけの協力をしなければならないと考える。

広島県立文書館は、いまのところ、三七家より約一〇万点におよぶ原文書の寄贈・寄託を受けて収蔵している。そして、これら史料の整理をすすめるなかで、現状においてどうしても緊急に必要とする史料の補充を目的として、あたらしい史料の収集をできるところからおこなってきている。わが文書館としては、本格的な史料の収集をこれからじゅうぶんに計画を練っておこなうことになるのであるが、いまなんとしても収集しておかなければならないと考えているものに、明治初期から昭和三十年代にわたる県内の市町村役場文書がある。なぜなら、広島県の県庁文書が、明治九年の県庁の火災と昭和二十年の原爆によって完全に焼失してしまい、さらに戦後の混乱などにより、県庁文書じたいにほとんど一〇〇年の空白が生じているからである。

県史編さんの史料調査において、県庁文書の空白をうずめる作業として、中央官庁文書と県内の市町村役場文書の調査と収集をおこなってきた。中央官庁文書としては、国立公文書館に所蔵されている太政類典・公文録・公文類聚・公文雑纂などを調査し、そのなかにふくまれている県から政府に進達・報告した文書や、政府からの達類などを収集してきた。また、役場文書には、広島県が成立した明治四年以降の法令や、県から市町村への通達・通牒類、および市町村から県へ提出した報告文書などが多くふくまれている。しかし、県内に所在する役場文書の量が膨大であるために、その内容調査をじゅうぶんにおこなうこともできず、ようやく県内一〇七市町村役場文書の所在調査をほとんど終了したにとどまり、じ

っさいに収集した文書もそう多くはなかったのである。それだからこそ、いままでの市町村役場文書の調査の経緯の上に立って、わが文書館としては、県庁各課のそれぞれの機能を中心にした史料の収集が必要であると考えた。そして、その具体的な収集計画をそうきゅうに立てるべく、目下その立案中である。

つづいて、わが文書館でおこなっている史料整理についていえば、収蔵している寄贈・寄託文書を対象にして、開館準備の時点でのやりかたを受けついで進めているところである。そして、試験的にはあるが、いままでの文書一点ごとのカード記入方式をワープロ入力方式に切りかえておこなっている。この方式でおこなう史料整理は、その対象が一〇万点以上という量の大きさであるから、行政文書の整理と同じように、研究員それぞれが、個々に、日常的に、しかも長期にわたってデータを蓄積していくことになる。そして、それが、共用のデータ・ベースになるものと考えている。また、史料の整理から目録の編成にすめば、目録を効率よく利用するために索引の作成が要求されてくる。そのさい、ワープロでは機能が不十分であるから、コンピュータの導入が当然必要となると考える。

五 文書館と地域とのかかわり

史料の利用

広島県立文書館が収蔵している史料の利用について、「協議会報告」は「利用方法の多様化に対応できるように、利用機能の整備・充実を図る」必要があると述べている。このことは、いいかえれば、文書館は史料を利用に供するというサービス機能をもっているということである。その具体的な内容はいえ、それは史料整理のうえに立った目録の編成であり、索引の作成であるとともに、利用業務にたずさわる館員が、史料提供に奉仕する気もちをもつことであるとわたしは考えている。

つぎに、史料の利用のありかたについて、「協議会報告」は、文書館資料は「公開を原則とする」が、「個人から寄託された資料等については、その提供者の意思を尊重する上から、また、行政文書については、その性質上、非公開扱いを要するものもあるので、これ等の資料については、一部を除き段階的に公開するなど、人権問題、プライバシー関係等に慎重な配慮が必要である」と述べて、史料の内容によって、取りあつかいかたを変える必要があり、これら史料に関する対応を求めたのである。

わが文書館としては、県史編さんの基本理念にもとづき、欧米の文書館の状況を参考にしながら史料利用のありかたについて考えてきた。

広島県史の編さんにおいて、われわれは、日本国憲法が「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と規定した基本的人権の尊重の精神によつて、広島県史全体がつまぬかれることを目標にして、編さん事業をすすめていった。そのためには、歴史資料の発掘や、収集、保存あるいは県史資料編への収録、さらには県史通史編の執筆などに関して、いかに学術研究の立場とはいえ、あくまでも人権尊重を第一とし、いささかも個人や団体の名誉を傷つけるようなことがあつてはならないと考え、そのように実行していったのである。わが文書館は、この県史編さんの「人権尊重を第一」とする基本理念にのっとり、史料の利用提供の業務をすすめているところである。

フランスの国立公文書館は、フランス革命直後に設立され二〇〇年の歴史をもっているが、一九七九年に公文書法を制定した。この法律は、ジャン・ファビエ国際公文書館会議会長によると、文書内容の種類によつて、取りあつかいかたを変える基準をつくることにより、閲覧についてある程度の一貫性を確立するよう対策を講じている。その基準は、つぎの六項にわたる閲覧猶予期間の設定である。

一 即刻公開できる資料

二 三〇年後に公開できる資料

三 六〇年後に公開できる国家の秘密に関するいくつかの資料

四 生後一二〇年後に公開できる個人の秘密に関する資料

五 生後一五〇年後に公開できる医療関係の資料

六 審議閉了後一〇〇年後に公開できる司法事件の資料

広島県立文書館は、寄贈・寄託文書、行政文書、および複製の県史資料など、すべての収蔵史料の「利用制限」について、つぎの「広島県立文書館管理規則」第八条にもとづいて対策を講じている。

第八条 文書等のうち、次に掲げるものは、館長が学術研究上特に必要があると認めた場合を除き、利用に供しないものとする。

一 個人若しくは団体の秘密保持のため、又は公益上の理由により利用に供することが不適当な文書等の全部又は一部

さらに、わが文書館としては、さきの「行政文書等取扱要領」のなかで「行政文書利用除外基準」を設けて、閲覧制限を必要とする文書の利用についての対応をおこなっている。その基準はつぎの六項目にわたっている。

一 個人に関する資料

二 法人その他の団体に関する資料及び個人の事業に関する資料等で、利用に供することにより当該法人又は個人に著しい不利益を与えるおそれのあるもの

三 県が事務事業の執行過程において作成し、又は入手した資料であって、利用に供することにより県の公正な意思決

定に著しい支障を生じ、又は事務事業の執行を著しく困難にするおそれのあるもの

四 犯罪の予防及び捜査、個人の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全に支障を及ぼすおそれがあると認められる資料

五 法令の定めにより利用に供してはならない資料

六 その他利用に供することにより、行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれのある資料

これらの規程にのっとって、わが文書館は行政文書の閲覧業務をおこなっているが、文書の性格上公共的な内容のものは即刻閲覧可能な措置をとっている。また、これら「利用除外基準」の項目に該当する文書については、「広島県立文書館文書等利用要領」にもとづき、「学術研究に特に必要なため」、「閲覧によって知り得た事実」を、申請した「研究内容及び利用方法以外に使用しない」ばあいにかぎり、「特別閲覧」を認めるようにはからっている。

さらに、わが文書館の寄贈・寄託文書の利用については、さきの「管理規則」第八条で、「寄贈者又は寄託者と特約がある場合は、当該特約に従うものとする」と定めている。

この「特約」については、県史編さんのときに収集した史料の利用についても当てはまると考えている。広島県史にその史料の利用を承諾し、文書館においてふたたびその史料の利用を了承した史料所蔵者と史料の寄贈者・寄託者とのあいだには共通の意思が存在している。それは、史料の利用にあたって、研究のためにだけ使うこと、個人のプライバシーを保護すること、他人に迷惑をかけないように配慮すること、そして基本的人権を尊重すること、などであった。したがって、わが文書館としてはこの意思を基本的な「特約」として遵守するとともに、その他史料の複写については所蔵者の意思に従うなどの具体的な「特約」をもあわせて守りながら閲覧業務に当たっている。

展示と講座

広島県立文書館は、普及啓発活動のひとつとして、開館からいままではつぎのとおり文書の展示をおこなった。

一 古文書に見る安芸・備後の南北朝動乱と情報（昭和六十三年十月二十七日～十一月二十六日）

二 広島城下の町組と商人文化（平成元年四月三日～八月五日）

三 古文書に見る瀬戸内の海上交易と水軍（平成元年九月六日～十月七日）

四 明治期広島島の政治（平成元年十一月十五日～平成二年三月十五日）

これら四回の展示は、「協議会報告」にあるように「来館者が、常時、貴重な文書等資料に接することができるよう」に考えておこなったものである。

わが文書館としては、寄贈・寄託を受けた収蔵文書の内容説明をおこないながら、特定のテーマのもとに、歴史的にもまとまりのある展示を、できれば常設展示なみに長くおこなうことが、展示の基本的なありかただと考えている。四回めの収蔵展「明治期広島島の政治」はそうした主旨のもとにおこなった。また、収蔵文書だけで展示の構成ができないばあいには、収蔵文書を中心にしながら、関連する文書を借用して展示をおこなうことになる。二回めの企画展「広島城下の町組と商人文化」がそれにあたるが、この展示は広島築城四〇〇年を念頭において開いた。しかし、文書館の展示としては、歴史資料として著名な文書の紹介をおこなうこともたいせつなことであり、こうした展示を特別展として開いてきた。一回めの「古文書に見る安芸・備後の南北朝動乱と情報」は、開館記念特別展として、三回めの特別展「古文書に見る瀬戸内の海上交易と水軍」は、そのころ開催されていた「89海と島の博覧会・ひろしま」に呼応する形で開いたものである。

これからの展示のありかたとしては、収蔵展を中心に、必要に応じて特別展をおこなっていきたいと考える。また、これから県内の市町村で歴史的記念行事が催されるようなばあいは、なるべくそれに提携できるような展示をおこなってい

くことも意味があるように思われる。

なお、平成二年二月には、四回めの展示と関連させた「明治時代の広島」と題して郷土史講座を開き、その直後展示の説明会もおこなった。さらにつづけて、古文書解読講座も開いた。郷土史講座に展示の説明会を付けくわえ、さらに古文書解読講座をもあわせて開いたことについては、文書館の行事としての講座にあたりしい型をつくり出したとも考えられ、これからの発展を願っている。

「紀要」の刊行など

わが文書館は、「文書館条例」に「文書等の調査及び研究に関する」業務をおこなうことになっている。この調査研究は「協議会報告」によれば、史料を「保存し、利用に供する上で必要な調査研究」であり、「文書館の目的に沿った形」でおこなわなければならないとしている。その具体的な提言の要点を示せばつぎの四項にわたる。

一 史料の「保存、整理及び利用に関する調査研究」をおこない、その上で「県政及び県民のニーズに応えた調査研究」をおこなうこと。

二 史料を「後世に残していくため補修技術の研究・開発」をおこない、史料の「複製」をつくっておくこと。

三 「県政及び県民にとって特に重要と認められる課題に対し、館外の学識経験者を加えたプロジェクトチームを作って調査研究」をおこない、「調査研究の成果」を刊行すること。

四 コンピュータの導入を前提として、入力する「情報形式・形態等につき、古文書・行政文書に付随するそれぞれ固有の問題を研究」すること、さらにコンピュータの利用に当たっては、「情報検索機能のほかに分析機能をもたせる」ようにすること。

わが文書館としては、これら四項のうち、一項と三項はすでに作業を進めている。三項については、国際平和年を記念して昭和六十一年の開館準備と同時に始められ、開館時には完成していた「広島県戦災史」の刊行、また昭和六十三年の開館の年から作業を進めている「広島県移住史」の編集がこれに当たる。なおこれらの仕事は、一項の「県政及び県民のニーズ」にこたえるものでもある。ついで一項については、すでに述べたように、文書館の日常業務はすべて史料研究の土台のうえに成りたっていると考えており、もっとも基礎的な作業である史料整理の段階からとり組んできている。

つぎに、広島県立文書館の研究員が日常業務のなかでおこなっている史料研究の現状をつぎにかかげる。

一 県史編さんのときに収集した史料の整理と目録編成の過程での研究

二 行政文書の整理の過程での研究

三 文書館が寄贈・寄託を受けた史料の整理の過程での研究

四 開館後におこなった史料収集の過程での研究

五 二回の特別展、企画展及び収蔵展の準備の過程での研究

六 史料の利用相談に対応する過程での研究

七 現在編集を進めている「広島県移住史」の史料の調査、収集および整理の過程での研究

このように研究員が、それぞれの日常業務のなかで史料研究をおこなっているのであるから、その研究内容を報告書として公表すべきであると考えた。具体的には、それぞれがおこなっている史料の歴史学的研究あるいは史料学的研究の一端を、研究論文として、あるいは研究ノート、また史料紹介の形でまとめて刊行することである。こうして昭和六十三年度の仕事として、「広島県立文書館紀要」（第1号）を刊行した。これからも年一冊の刊行をつづけるとともに、内容においても年ごとに質的な向上をめざしていくべきであると考ええる。

ついで、わが文書館における「紀要」のありかたについていえば、つぎのような項目がふくまれるべきものと考えらる。

- 一 史料の歴史学的研究と史料学的研究
- 二 史料調査と収集の報告
- 三 史料整理と目録編成の報告
- 四 史料の閲覧利用に関する報告
- 五 史料燻蒸の報告
- 六 史料の補修技術の研究
- 七 コンピュータによる情報処理技術の研究
- 八 展示技術の研究

「広島県立文書館紀要」の第1号では、これらのうちの一項が中心であったが、このたびの第2号においては、二・四・五・七の各項に関する論考もふくまれており、これからは一〇八のそれぞれの項がふくまれていくことを願っている。

わが文書館の業務には、すでに述べたように「文書館条例」に目録、史誌、資料集などの編さん・刊行がさだめられている。そのうち目録については、「複製資料目録」二冊を刊行し、いま三冊めの刊行をすすめている。つぎに史誌については、「広島県戦災史」の刊行を終え、いま「広島県移住史」の編集作業をすすめている。そして資料集については、文書館で收藏している寄贈・寄託史料のうちから、政治・経済・社会・文化などそれぞれの分野で、内容的にもまとまりのある記録類を逐次翻刻し、刊行していきたいと考えており、現在その一冊めの刊行を準備している。

お
わ
り
に

広島県立文書館の現状について、開館前の、それも二〇年も前からの経緯をふりかえりながら、主として史料の収集と整理を中心にして述べてきた。わが文書館の日常業務のなかで、わたしは史料の整理はもっとも基礎的な業務であり、文書館業務の推進力の役わりをもつものとおつねね考えており、本稿においてもいくどとなく言及してきたところである。そしてまた、史料の収集は、文書館業務を充実させるとともに、活性化させていく原動力の役わりをもつものだと考えている。なぜかという、それは文書館における「情報の蓄積」を意味するからである。したがって、本稿においても史料の収集と整理に重点をおかざるを得なかったのである。しかも、広島県立文書館の将来を展望してみても、やはり史料の整理と収集の業務の充実が、文書館にとってもっともたいせつであると考ええる。将来の発展は、基盤を強固にする以外に方途はないと考えるからである。

また、すでに述べたように、史料の整理は目録の編成をもって完結するが、この目録は利用されるために存在するものである。だとすれば、必要な史料は必要なきに見つけたすことができれば、利用者にとってはその史料は存在しないのと同じことになる。文書館としては、いつでも検索可能な目録を用意しておかなければならず、そのためには索引を作成したり、コンピュータによる検索ができるようにしたり、あるいはレファレンス・サービスも必要になってくると考えられる。

こうしてみると、わが文書館の研究員は、史料研究を土台として史料を整理し、目録を編成すると、つぎは、史料を利用に供するための情報員としての役わりを果たさなければならない。このことは、いいかえれば、広島県立文書館は、研究機関であり、また社会教育機関であり、そしてサービス機関でもあるとともに、これらが一体化した機関でなければならぬといえるのである。

広島県立文書館には、また県立の機関としての使命があると考ええる。それは、県内に一〇〇万点以上の所在が推測され

る史料の保存について、市町村役場、市町村教育委員会、そして市町村の史料保存機関などとの間に協力関係を確立することである。その媒介となるのが、昭和六十三年六月に施行された「公文書館法」である。この法律は、国および地方公共団体が「歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に關し、適切な措置を講ずる責務を有する」ことを定めたものである。したがって、この法律の施行にともなう、文書館など史料保存機関を設置していない市町村においても、史料保存のたいせつさが浸透していくものと考えられる。広島県立文書館は、県内の市町村と協力して、歴史資料保存の体制づくりを始めるべきであると考ええる。

また、公文書館法には、「歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員」を置くことを定めている。しかし、ここにいわれている専門職員については、それを養成する機関や、その資格の認定制度なども確立していないため、この法律は、附則で「当分の間」、公立の「公文書館には」、「専門職員を置かないことができる」とした。これに対して全国歴史資料保存利用機関連絡協議会は、これでは「公文書等の保存利用について責務を十分に果たすことは不可能」と考え、「なによりもまず、専門職員の養成制度を早急に整える必要がある」ことを訴えた「公文書館専門職員養成制度の確立に関する要望書」を、平成元年十月、内閣総理大臣宛に提出した。ついで、十一月、国立公文書館は、「公文書館における専門職員の養成及び資格制度に関する研究会」を発足させた。この研究会では、専門職員の業務と資質、養成制度、資格、そしてその確保などについての検討がすすめられていくといわれている。

広島県立文書館は、専門職員に研究職である五名の研究員を配して文書館業務をおこなっている。公文書館法の成立によって、あらたなる出発をめざさなければならないいま、わが広島県立文書館の館員一同は、どこまでも理想を見うしなうことなく、着実に努力をつみかさねることによって、より強固な基盤づくりに専心すべきであると考ええる。